

建設企業常任委員会資料
2024年(令和6年)6月24日
水道局(総務担当)

議案第55号関連資料 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正の目的

本市水道事業においては、安全・安心な水道水を安定して市民に供給するため、厳しい水道事業環境のなか、施設の統廃合、業務の委託化による民間活力の活用など、経営健全化に向けた取組を進めてきたところですが、今後は、老朽化した水道施設の更新・改良工事費、水源水質の悪化への対策費及び物価高騰による動力費等が増加する一方で、節水型社会への移行や、将来的な人口減少による給水収益の減少などにより、水道事業を取り巻く環境はさらに厳しくなることが想定されます。

このようなことから、今後の水道事業の方向性について市民の理解を得るため、学識経験者や、さまざまな市民などの幅広い意見を反映することが出来る審議会を、市長の附属機関として設置しようとするものです。

なお、審議会につきましては、令和7年度に予定している水道局と都市局下水道室の組織統合を見据え、水道事業のみならず、下水道事業の課題等についても審議いただく予定です。

2 附属機関の概要

(1) 附属機関の名称

明石市上下水道事業経営審議会

(2) 審議内容

- ・水道事業及び下水道事業の長期及び中期の経営計画に関すること。
- ・水道料金及び下水道使用料に関すること。
- ・水道事業及び下水道事業に係る重要な経営判断に関すること。
- ・その他市長が特に必要と認めること。

(3) 委員構成(10名以内)

- ・学識経験者
- ・各種団体の関係者
- ・公募による市民
- ・その他市長が必要と認める者

3 施行期日

公布の日

4 今後の予定

第1回審議会は、10月に開催する予定です。